

入札公告（説明書）

令和 4 年 7 月 15 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
札幌工事事務所長 横山 貴士

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

なお、本調達手続については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO 東日本」という。）が交付する入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この「入札公告（説明書）」に記載のとおり実施します。

第 1 基本事項（調達手続の概要）

- | | |
|----------------|---|
| 1-1. 契約件名 | 札幌自動車道 朝里地区工事発注用図面作成 |
| 1-2. 契約責任者 | NEXCO 東日本 北海道支社 札幌工事事務所長 横山 貴士 |
| 1-3. 契約担当部署 | NEXCO 東日本 北海道支社 札幌工事事務所 庶務課
(住所) 〒001-0037 北海道札幌市北区北 37 条西 4 丁目 3-12 藤井ビル N37 4F
(電話) 011-804-6280
(Mail) ki-c-sapporo@e-nexco.co.jp |
| 1-4. 競争契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 1-5. 競争参加資格の確認 | 事前審査方式（通知型） |
| 1-6. 入札の方法 | 電子入札 |
| 1-7. 落札者の決定方法 | 自動落札方式 |
| 1-8. 履行保証 | 必要 … 入札者に対する指示書[25]を参照のこと |
| 1-9. 契約書の作成 | 必要 … 入札者に対する指示書[26]を参照のこと
作成方法については落札者と協議する |

1-10. 契約図書

(1) 本調査等請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本調達手続に参加を希望する者（以下、「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

■契約図書の種類

- ① 入札公告（説明書）
- ② 標準契約書案
- ③ 入札者に対する指示書
- ④ 共通仕様書
- ⑤ 特記仕様書
- ⑥ その他契約（発注用）図面等
- ⑦ 金抜設計書
- ⑧ 競争参加資格確認申請書
- ⑨ 入札書

■取得先

- 本書
- https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【調査等契約書】を使用すること
- https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【電子入札】を使用すること
- https://www.e-nexco.co.jp/bids/doc_download/
【特記仕様書に記載の共通仕様書】を使用すること
- <https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/>
- <https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/>
- <https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/>
- 本書の様式 1-1 のとおり
- 上記③入札者に対する指示書[12]①による

(2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要がある、その内容を承諾のうえで本調達手続に参加しなければならない。

(3) 契約図書の交付期間 別紙『契約手続き日程』のとおりとする。

第2 調達手続に付する事項（業務概要）

2-1. 業務概要

- (1) 業務場所 自) 北海道小樽市勝納町
至) 北海道小樽市星野町
- (2) 業務内容 本業務は、橋梁及びトンネル補修工事の工事発注用図面作成を行うものである。

項目	単位	数量	摘要
現地踏査	式	1	
交通規制	回	4	
工事施工計画	工事	2	
工事発注用図面修正	枚	27	
工事発注用数量表作成	工事	2	

- (3) 履行期間 契約保証取得の日の翌日から 240 日間
- (4) 成果品 調査等共通仕様書及び特記仕様書記載のとおり

第3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本競争入札に参加することのできる者は、次に示す事項をすべて満たす者とし、「競争参加資格確認申請書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（「競争参加資格確認申請書」の提出期限の日をいう。以下同じ。）において、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第6条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時において、業種区分「その他土木設計」にかかる NEXCO 東日本の『令和3・4年度競争参加資格』を有する者であること。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てにかかる手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く。）。
- (4) 審査基準日から契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域1（北海道支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと（NEXCO 東日本が「地域1」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと。）。
- (5) 企業に必要とされる同種業務又は類似業務の業務実績

審査基準日において、平成24年4月1日以降に元請として完成及び引渡し完了した業務において、次に示す同種業務の実績を1件有すること。

同種業務： 断面修復を含む橋梁補修設計を行った業務

- (6) 審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本業務に配置できる者であること。なお、外国資格を有する技術者（日本国及び WTO 政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る）については、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている必要がある。この場合において、記3-3. に示す競争参加資格確認申請書の提出期限までに前記大臣認定を受けていない場合にも競争参加資格確認申請書を提出できるが、その提出時に、大臣認定申請書の写しを添付するものとし、かつ、開札の時までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出する必要がある。

① 配置予定管理技術者

下記に示すいずれかの資格を有する技術者であること。

- 1) 技術士【総合技術監理部門（建設部門—道路）】の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- 2) 技術士【建設部門（道路）】の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

- 3) RCCM〔道路部門〕の資格を有し、RCCM 資格制度規定による登録を行っている者。
- 4) 土木学会認定土木技術者【特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者（いずれも設計分野）】の資格を有し、土木学会認定土木技術者資格制度による登録を行っている者。
- (7) 審査基準日において、平成24年4月1日以降に元請として完成及び引渡し完了した業務において、次に示す同種業務の実績を1件有すること。

①配置予定管理技術者

- 1) 同種業務：断面修復を含む橋梁補修設計を行った業務

- (8) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記②に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本調査等の発注に關与した者でないこと又は現に下記②に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

① 「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の1)又は2)に該当する者である。

- 1) 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の発行済株式総額の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
- 2) 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。

② 施工管理業務の受注者

令和4年度 北海道横断自動車道 余市小樽地区施工管理業務

（受注者：大成エンジニアリング㈱）

- (9) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取るとは、入札者に対する指示書1[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの②(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員定義】

会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- ii) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- iv) 組合の理事
- v) その他業務を執行する者であって、i) ～iv) までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合（同一の者が複数の特定 J V の構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。）。

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

(1) 競争参加希望者は、本競争入札に参加するため、次に示す申請書を作成しなければならない。なお、申請書の作成にかかる留意事項は以下に示すとおりとする。また、各様式は A4 判とし、文字サイズは 10 ポイント以上とする。

申請書（様式）	作成にかかる留意事項
競争参加資格確認申請書 （様式 1-1）	<ul style="list-style-type: none"> ◇必要事項を記載のうえ記名すること ◇その他補足事項については、入札者に対する指示書[8]、[9]を参照のこと
企業の同種業務の実績 （様式 1-2）	<ul style="list-style-type: none"> ◇競争参加資格を満たす業務実績を 1 件記載すること ◇次の資料を添付すること <ul style="list-style-type: none"> i) 当該業務が「測量調査設計業務実績情報サービス（テクリス）」（以下、「テクリス」という。）の登録情報で要件を満たすことが確認できない場合、又はテクリスに登録されていない場合は、当該業務が要件を満たすことを確認できる契約書類等の写し（契約書、特記仕様書等）を添付すること ii) 発注機関から通知された成績評定点の通知の写しを添付すること iii) 成績評定点の通知を受けていない場合は、元請けとして発注機関に受渡しを行ったことを証する書類（発注機関が作成した認定書等）の写しを添付すること。 iv) 成績評定点の通知の写し又は受渡しを行ったことを証する書類（発注機関が作成した認定書等）の写しの添付が無い場合は業務実績として認めない。 ◇提出する業務が、NEXCO 東日本において完成・引渡しが完了した業務であって、天災など競争参加希望者の責によらないやむを得ない事情により、発注者からの通知文書（写し）を添付することができない場合は、記 1-3 に示す契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せのうえ、必要書類を申請書の提出期限 5 日前（行政機関の休日を除く。）までに書留郵便等により提出すること ◇記載にあたっては、様式に示す《記載上の注意事項》に従うこと
配置予定管理技術者の資格等 （様式 1-3）	<ul style="list-style-type: none"> ◇記 3-1. (6) に示す競争参加資格を満たす技術者資格を有する技術者を 1 名記載すること ◇記載した資格を有することを証する登録証等の写しを添付すること ◇外国資格を有する者については、技術士相当の旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている認定書の写しを提出すること ◇記載にあたっては、様式に示す《記載上の注意事項》に従うこと
配置予定管理技術者の同種業務の経験 （様式 1-4）	<ul style="list-style-type: none"> ◇記 3-1. (7) に示す競争参加資格を満たす業務実績を 1 件記載すること ◇記載する業務経験は、様式 1-4 に記載した技術者のみの業務経験とする ◇記載する業務は、平成 24 年 4 月 1 日以降に管理技術者、照査技術者、現場作業責任者又は担当技術者として従事した業務のうち元請として完成及び引渡しが完了した業務とする ◇配置予定管理技術者が競争参加希望者以外の企業の従業員として従事した実績を記載する場合は、当該企業の名称を付記すること ◇次の資料を添付すること

	<p>i) 当該業務がテクリスの登録情報で要件を満たすことが確認できない場合又はテクリスに登録されていない場合は、当該業務が要件を満たすことを確認できる契約書類等の写し（契約書、特記仕様書等）を添付すること</p> <p>ii) 発注機関から通知された成績評定点、技術者に対する評定点を含めた通知の写しを添付すること。</p> <p>iii) 成績評定点の通知を受けていない場合は、元請けとして発注機関に受渡しを行ったことを証する書類（発注機関が作成した認定書等）の写しを添付すること。</p> <p>iv) 成績評定点の通知の写し又は受渡しを行ったことを証する書類（発注機関が作成した認定書等）の写しの添付が無い場合は業務実績として認めない。</p> <p>◇提出する業務が、NEXCO 東日本において完成・引渡しが完了した業務であって、前所属企業の破産又は自主廃業若しくは天災など競争参加希望者の責によらないやむを得ない事情により、発注者からの通知文書（写し）を添付することができない場合は、記 1-3 に示す契約担当部署を通じて NEXCO 東日本に対し照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せのうえ、必要書類を申請書の提出期限 5 日前（行政機関の休日を除く）までに書留郵便等により提出すること</p> <p>◇記載にあたっては、様式に示す《記載上の注意事項》に従うこと</p>
--	---

(2) 競争参加希望者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書を参照のこと。

(3) 記載内容や添付資料で確認できない事項がある場合は、競争参加資格を認めない場合があるので、記載漏れや添付漏れが無いよう十分確認すること。

3-3. 競争参加資格確認申請書の提出

(1) 競争参加希望者は、本調達入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請をしなければならない。

- ① 提出期限 別紙『契約手続き日程』のとおり
ただし、上記期間内に申請書の提出者がいない場合は、申請書の提出期間を延長する場合がある。
- ② 提出場所 記 1-3. 「契約担当部署」
- ③ 提出方法 電子入札システム
※申請書類の総容量が 3MB を超える場合など電子入札システムによれない場合は、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。
- ④ 提出書類 記 3-2. により作成した「申請書」を 2 部 ※部数：書留郵便等の場合
なお、提出期限以降の追加提出及び差替えは認めないため、提出の際は記載漏れ等の不備がないよう十分確認のうえ提出すること。

(2) 競争参加希望者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[8]、[9]を参照のこと。

3-4. 競争参加資格の確認

(1) 契約責任者は、競争参加希望者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

※確認結果通知予定日 別紙『契約手続き日程』のとおり

(2) 「競争参加資格がない」とされた者は、通知日の翌日から 7 日（休日を含まない）以内に、当職に対し氏名及び住所、対象となる調査等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができる。

(3) その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[10]及び[11]を参照のこと。

第4 入札・開札・落札者の決定

4-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。

- ① 入札書 ・ ・ ・ 入札者に対する指示書[12]を参照のこと

4-2. 入札及び開札

(1) 入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

- ① 入札書の提出期限 別紙『契約手続き日程』のとおり
② 入札書の提出場所 記 1-3「契約担当部署」
③ 入札書の提出方法 電子入札システム
※申請書類の総容量が3MBを超える場合など電子入札システムによれない場合は、入札者に対する指示書[13]を参照のこと。
④ 開札執行日時 別紙『契約手続き日程』のとおり
⑤ 開札執行場所 記 1-3「契約担当部署」

(2) 入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[12]～[24]を参照のこと。

4-3. 落札者の決定

(1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の範囲内における有効な入札のうち、最低の入札価格をもって本調査等の契約価格を決定し、当該入札者を落札者と決定する。

(2) 入札者は、落札者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[18]を参照のこと。

4-4. 低入札価格調査

(1) 本競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、評価値が最も高い入札者のした入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。

なお、本競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。

(2) 低入札価格調査等については、入札者に対する指示書〔22〕を参照のこと。

4-5. 落札者の決定結果に対する説明請求

落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定通知の翌日から7日（休日を含まない）以内に、当職に対し氏名及び住所、対象となる調査等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができる。

第5 その他

5-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

5-2. 質問の受付

(1) 本競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

- ① 受付期間 別紙『契約手続き日程』のとおり
② 受付場所 記 1-3「契約担当部署」
③ 受付方法 質問書面（様式自由）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参、電子入札システムによる提出は受け付けない。期間内必着のこと）により提出すること

(2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。

- ① 回答期限 質問書を受付けた日の翌日から原則として5日以内（行政機関の休日を除く）
- ② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ「入札公告・契約情報検索」内の当該案件の備考欄に掲載する
⇒ https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service/

(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

⇒ <https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

5-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[23]に該当する入札は無効とする。

5-4. 支払条件

- (1) 前金払 有：請負契約書第35条1項に基づき前金払の請求をすることができる。ただし、請負代金額が東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第281条の規定を満たさない場合はこの限りでない。
- (2) 部分払 無

5-5. 競争参加資格に関する留意事項

- (1) 総合評価落札方式の発注の場合、受注者の責により、入札時に技術評価された内容が履行されていない場合、若しくは履行確認を行った結果履行が確認できない場合は、その程度により成績評定を減じる。
- (2) 本業務の受注者、本業務の受注者と資本若しくは人事面において関連がある者、本業務の下請負人、本業務の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本業務にかかる工事の入札に参加し、又は建設工事を請け負うことができない。

「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
 - ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者
- (3) 本業務の受注者、本業務の受注者と資本若しくは人事面において関連がある者、本業務の下請負人、本業務の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本業務の契約期間中、監督を担当する部署の施工管理業務の入札に参加し、又は施工管理業務を請け負うことができない。
- 「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当する者である。
- ① 当該受注者若しくは下受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
 - ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下受注者権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者

以 上

